

最低制限価格を下回る入札者の再度入札への参加について

見直しに伴う表示方法の変更

今までの記載が分かり易いよう、見え消しで表示しております。

(1) 一般競争入札公告の見直し 《一部削除》

落札候補者の決定方法等

落札候補者がいないときは再度の入札を行い、入札執行回数は、最初の入札及び再度の入札を合わせて2回を限度とする。~~ただし、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。~~

(2) 電子入札システムにおける指名通知書の見直し 《一部削除》

指名通知書発行初期表示

最低制限価格 有~~(最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度入札に参加することができないものとする。)~~